

# 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に関する評価基準

## 1. 対象工事

農業水産局及び農林基盤局が発注する全ての工事を対象とする。ただし、工事成績評定の無い工事は除く。

## 2. 評価基準

請負者が評価対象項目①を達成した場合、工事成績評定の「5. 創意工夫」において1点加点する。評価対象項目②～⑤の全てを達成した場合、さらに2点加点する。なお、条件を満たさない場合であっても、工事成績の減点を行わない。

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ（下請けの登録は求めない）	1点
②CCUS活用の申出	工事着手までに工事打合簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録 (管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること (利用回数は問わない)	

※①③については、登録済の場合も基準を満たしているものとする。

## 3. 実施状況の確認方法

請負者は、工事完了時に、CCUSの活用状況を確認できる資料を発注者に提示する。

評価対象項目	確認できる資料の例
①事業者登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）等
③技能者登録	
④現場登録 (管理者ID(現場管理者)登録)	現場・契約情報等
⑤現場へのカードリーダー設置	就業履歴一覧（月別カレンダー）等

## 4. その他

CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）の積上げ計上は行わない。

### 【用語の定義】

- ・下 請：建設業法第2条第5項に規定する下請負人
- ・技能者：元請事業者及び下請事業者の現場従事者
- ・事業者登録：CCUSに事業者を登録すること
- ・技能者登録：CCUSに技能者を登録すること
- ・管理者ID(現場管理者)登録：元請事業者がCCUSに現場管理者を登録すること
- ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー